

交通工学研究会認定 TOP

(トラフィック オペレーションズ プラクティショナ)

交通工学研究会認定 TOE

(トラフィック オペレーションズ エンジニア)

TOP/TOE 資格の各種諸手続きの手引

2018年7月版

一般社団法人 交通工学研究会

資格委員会

目次

1. はじめに	1
2. 諸手続きが必要な事項	1
(1) 登録事項の変更	1
(2) 登録証の再交付申請手続	1
(3) 登録証明申請書	2
(4) CPD 単位認定申請書	2
3. 手数料の振込先	2
4. 登録簿からの抹消	2
5. 請求・申請及び問い合わせ先	2

巻末 関係書式

1. はじめに

「交通工学研究会認定 TOP」、「交通工学研究会認定 TOE」の登録者は、届出事項等に変更が生じた場合、速やかにその変更内容を届け出る必要があります。

2. 諸手続きが必要な事項

(1) 登録事項の変更

交通工学研究会認定 TOP/TOE 登録事項のうち、下記事項が生じた場合には、速やかに研究会会長に「届出書」（関係様式、該当欄の該当事項のみ記入）を提出しなければなりません。これによって「登録簿」の記載事項が変更されます。「届出書」の様式は交通工学研究会資格制度 WEB サイトよりダウンロードできます。

http://www.jste.or.jp/toptoe/henkou/toptoe_tdk.pdf

また、「登録簿」記載事項の変更に加えて、「登録証」の記載事項を変更し、新たに発行を希望する場合は、次に示す「(2) 登録証再交付申請手続」に書かれた手数料が必要となります。

記載した「届出書」は、資格制度事務業務を代行する 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン（以下、「JCD」）宛に郵送、FAX または Email でお送り下さい。

- 1) 氏名に変更が生じた場合
- 2) 現住所に変更が生じた場合
- 3) 勤務先等を変更した場合（同一組織内で異動（いわゆる転勤）した場合、転退職した場合、学生が就職した場合）
- 4) 連絡先に変更が生じた場合
- 5) 業務廃止の届出

同一組織内での異動とは、A社のC部からD出張所に異動した場合のように、同一勤務先等内での異動を言います。転退職とは、A社からB社に移った場合等であり、学生である登録者が就職した場合もこの手続をする対象となります。

登録者として業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合は、研究会会長に届出て登録簿から抹消してもらわなければなりません。この場合は、「届出書」と登録済の「登録証」を 30 日以内に資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送して下さい。

(2) 登録証の再交付申請手続

「登録証」を汚損や紛失などをして再交付を希望する場合、または登録事項の変更届出書に伴って書き換えた新しい「登録証」を必要とする場合は、遅滞なく「登録証再交付・登録証明」（関係様式）を研究会会長に提出しなければなりません。再交付の申請に必要な書類等は、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送、FAX または Email でお送り下さい。

「登録証再交付申請書」（関係様式）

手数料・・・3,240 円（税抜価格 3,000 円）

(3) 登録証明申請書

登録を受けていることの証明書を希望する場合、「登録証再交付・登録証明」（関係様式）に必要事項を記入し、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送、FAX または Email でお送り下さい。

「登録証明申請書」（関係様式）

手数料・・・3,240 円（税抜価格 3,000 円）

(4) CPD 単位認定申請書

CPD 単位認定の証明書を希望する場合、「CPD 単位認定申請書」（関係様式）に必要事項を記入し、資格制度事務業務を代行する JCD 宛に郵送または FAX または Email でお送り下さい。

「CPD 単位認定申請書」（関係様式）

手数料・・・3,240 円（税抜価格 3,000 円）

※2018 年 7 月から登録有効期間以前の CPD 証明が可能となりました。が、TOP/TOE CPD 登録システムでは、登録有効期間内の単位数しか確認できません。したがって、JCD から送付される「CPD 単位認定証明書」は、ご自分でご確認をお願い致します。

3. 手数料の振込先

登録証再交付・登録証明の手数料は、郵便振替または銀行振込にてお支払い下さい（振込手数料はご負担下さい）。

- ・郵便振替 口座番号 00150-1-616803
 加入者名 株JCD 交通工学資格制度係
- ・銀行振込 振込先 三菱 UFJ 銀行 新丸の内支店（普）3122298
 口座名義 交通工学研究会資格制度係

4. 登録簿からの抹消

次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が登録簿から抹消されます。

- 1) 虚偽又は不正の事実に基づいて交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。
- 2) 登録申請書の重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- 3) 登録有効期間を満了し、なおかつ所定の期間内に登録を更新しなかったとき。
- 4) 業務廃止を「届出書（関係様式）」の提出により届け出たとき。
- 5) 交通工学研究会認定 TOP/TOE の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為があったとき。
- 6) 登録の更新を行った者が、所要の CPD 単位を取得したことを証明する書類を提出しなかったとき。

5. 請求・申請及び問合せ先

この手引に記載されている各様式は交通工学研究会資格制度 WEB サイトよりダウンロードできます。本登録に関する請求・申請・問合せ等については、下記までお願いいたします。

<各種申請書類の提出先および問合せ先>

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン (JCD)

HR ソリューション事業部 ライセンスマネジメント局 交通工学資格制度係

〒105-8335 東京都港区芝 3-23-1

(セレスティン芝三井ビルディング 13 階)

TEL 03-5657-0621

FAX 03-5657-0643

Email jjstc@jtbcom.co.jp

<資格制度全般についての問合せ先>

一般社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 (錦町MKビル 5 階)

TEL 03-6410-8717・050-5507-7153

FAX 03-6410-8718

E-mail toptoe08@jste.or.jp

URL <http://www.jste.or.jp>

関係様式

(届出書、登録証再交付・登録証明、CPD 単位認定申請書)

届 出 書

西暦 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

交通工学研究会認定 (TOP・TOE) の登録事項に関して、下記の届け出を行います。

※いずれかに○をつけて下さい

氏 名 (署名) _____

登録番号 第 _____ 号

変更項目 [該当欄をチェックする]

氏名・住所等の変更 (該当事項箇所のみ記入して下さい)

変 更 事 項		変更日
登録者氏名	(フリガナ)	
現 住 所	〒 TEL: - -	
	e-mail:	
	コード	

(注)

①都道府県コード番号は「新規登録の手引」の表-1を参照のこと。

勤務先等の変更

変 更 事 項		変更日
勤務先等の 名 称	変更前	変更後
勤務先等の 住 所	〒 TEL: - -	
	e-mail:	
	勤務先コード	

(注) 勤務先コード番号は「新規登録の手引」の表-2を参照のこと。

連絡先の変更 イ.自宅 ロ.勤務先 ※どちらかに○をつけてください。

業務廃止届 [登録証を必ず添えて本書類を提出して下さい]

登録証再交付・登録証明申請書

西暦 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

[該当欄をチェックする]

登録証再交付

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により、交通工学研究会認定 (TOP ・ TOE) 登録証の再交付を申請します。
※いずれかに○をつけて下さい

登録証明

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則第 8 条の規定による登録を受けていることの証明書の発行をお願いいたします。

氏 名 (署名) _____

記

1. 登 録 番 号	第 一 号
2. 登 録 有 効 期 間	自 : 西暦 年 月 日
	至 : 西暦 年 月 日
3. 所 属 組 織 名	
4. 生 年 月 日	西暦 年 月 日
5. 資 格 交 付 日	西暦 年 月 日
以下、再交付申請時のみ記載	
	再交付申請理由
	汚損/紛失年月日

CPD 単位認定申請書

西暦 年 月 日

一般社団法人 交通工学研究会 会長 殿

CPD 単位認定

交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE の CPD 単位認定の証明書の発行をお願いいたします。

氏 名 (署名) _____

記

1. 登 録 番 号	第 一 号
2. 登 録 有 効 期 間	自 : 西暦 年 月 日
	至 : 西暦 年 月 日
3. 所 属 組 織 名	
4. 生 年 月 日	西暦 年 月 日
5. 資 格 交 付 日	西暦 年 月 日
6. 取 得 証 明 期 間	自 : 西暦 年 月 日
	至 : 西暦 年 月 日
7. 申 請 理 由	

※「6. 取得証明期間」とは、「2. 登録有効期間」以前のもの証明できるようになりました (2018年7月～)。